焼津市地域公共交通市民分科会運営要領

（趣旨）

第１条　焼津市地域公共交通会議設置要綱第８条第１項の規定に基づき、焼津市地域公共交通市民分科会（以下「市民分科会」という。）に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　市民分科会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　焼津市地域公共交通会議に提出する議案

(2)　その他市民分科会が必要と認める事項

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　市民分科会に、分会長を置き、委員の互選によって定める。

２　分会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

３　分会長に事故があるときは、分会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　市民分科会の会議は分会長が招集し、分会長がその議長となる。

２　市民分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　市民分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４　市民分科会は、原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは、市民分科会の決定によりこれを公開しないことができる。

（意見の聴取）

第６条　市民分科会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　市民分科会の庶務は、焼津市市民生活部生活安全課で処理する。

（雑則）

第８条　この要領に定めるもののほか、市民分科会の運営に関して必要な事項は、分会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成20年6月19日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年5月21日から施行する。

附　則

1　この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2　この要領の施行の際現に市民分科会の委員である者の任期は、改正後の焼津市地域交通市民分科会運営要領の規定にかかわらず、平成22年9月7日までとする。

附　則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。